

高岡地区広域圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例を定める規則

平成5年3月29日規則第5号

改正 平成27年11月1日規則第2号

高岡地区広域圏事務組合の職員の職務に専念する義務の特例については、別に定めるもののほか、職務に専念する義務の特例を定める規則（平成17年高岡市規則第14号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日規則第2号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。